

あなたの税金、 山本高校のために 使えます!

実質負担 2,000円 で 数万円 寄附 できます!

2,000円の自己負担であなたの税金を山本高等学校 創立100周年記念事業のために使うことができます! 所得税等の優遇措置が受けられます。
(ふるさと納税と似たような仕組みです)

例: 年金240万収入・扶養なしの場合

母校に3,000円寄附しようか?

優遇措置を使えば1万5千円寄附しても
実質2,000円でいけるらしいわよ!

それはいいね!



**法人の方は原則
全額損金算入も可能!**

Check Point !!

※特定寄附金について
簡単な説明動画は
こちら



寄附金の税制上の優遇措置

特定寄附

(個人の場合) 所得税法第78条第2項第1号により、「寄附金控除」の対象となります。
特定寄附金から2,000円を差し引いた金額が所得から控除されます。
ただし、特定寄附の合計額は、所得金額の40%相当額が限度です。

(法人の場合) 法人税法第37条第3項第1号により、原則特定寄附の全額が損金に算入されます。

※「特定寄附」は、所得税、法人税、住民税において、所定の条件を満たすことで、税制優遇措置を受けることができます。
この優遇措置を受けるためには、大阪府立山本高等学校創立100周年記念事業実行委員会が発行した領収書を添えて、確定申告する必要があります。大阪国税局から、領収書の発行に際して国等に対する寄附金に該当する旨の確認を受けています。

※詳しくは100周年特設サイトの「特定寄附金 Q&A」をご参照ください。
なお、法人の場合は会社の顧問税理士にご相談ください。